○近畿地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百七十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府船井郡京丹波町須知岩山五番一から同町市森ウバ一四番まで	前	三二・六四～一三二・七一メートル	〇・六八三キロメートル
	後	三三・一六～三二三・五八メートル	〇・六八三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所及び同局京都国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十一号

中国地方整備局及びＴＦＩ株式会社間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　五十四号　広島市中区大手町一丁目一番から同市中区大手町一丁目二番まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

紙屋町地下駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○中国地方整備局告示第百二十二号

平成十二年建設省告示第百四十八号（紙屋町地下駐車場に関する兼用工作物管理協定）は、廃止する。

平成二十四年九月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

附　則

この告示は、平成二十四年九月三十日に施行する。

○四国地方整備局告示第百十四号

平成十年建設省告示第四百二十七号はりまや地下駐車場に関する兼用工作物管理協定は、廃止する。

平成二十四年九月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

附　則

この告示は、平成二十四年九月三十日に施行する。

○四国地方整備局告示第百十五号

四国地方整備局長及びＴＦＩ株式会社代表取締役間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　三十二号　高知市駅前町一番から同市はりまや町一丁目四番まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

はりまや地下駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○四国地方整備局告示第百十六号

平成十一年建設省告示第百七十七号松山地下駐車場に関する兼用工作物管理協定は、廃止する。

平成二十四年九月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

附　則

この告示は、平成二十四年九月三十日に施行する。

○四国地方整備局告示第百十七号

四国地方整備局長、ＴＦＩ株式会社代表取締役及び松山市長において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　十一号、三十三号及び五十六号　松山市一番町四丁目三番から同市二番町四丁目七番二地先まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

氏　名　松山市長　野志　克仁

住　所　松山市二番町四丁目七番地二

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

松山地下駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○九州地方整備局告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間九州地方整備局及び同局北九州国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び番号　三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北九州市八幡東区西本町三丁目一番一から同市八幡東区大字前田字下犬付一九七〇番一〇まで	九・六三～六四・八〇メートル	〇・九九七キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年九月二十八日

○九州地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号